

MARPOL 条約附属書 VI に対する統一解釈等に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
高速船規則検査要領
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

改正事項

MARPOL 条約附属書 VI に対する統一解釈等に関する事項

改正理由

IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC) は、MARPOL 条約附属書 VI に対する統一解釈として MEPC.1/Circ.795 を承認し、改版を重ねている。2019 年 5 月に開催された MEPC74 においては、同附属書に規定される NO_x 排出規制に関する情報の記録、燃料油の硫黄濃度、船上焼却炉等に関する条文に対して新たな統一解釈案が提案され、MEPC.1/ Circ.795/Rev.4 として承認された。

また、同じく MEPC74 において、2020 年から適用される燃料油の硫黄濃度についての規制強化に関し、硫黄分規制の統一的な適用に関するガイドラインが決議 MEPC.320(74)として採択された。同ガイドラインでは、燃料油の漏洩やフィルターが目詰まり等を防止するために、規制適合油と従来の燃料油における特性（動粘度、低温流動性等）の違いを考慮しなければなら旨が規定されている。

このため、上記の統一解釈及びガイドラインに基づき、関連規則を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 硫黄濃度 0.5%以下の燃料油を使用する場合には、燃料油の特性について考慮を払わなければならない旨規定した。
- (2) 窒素酸化物排出規制海域入域時の機関の運転状態についての記録に関する要件を明確化した。
- (3) 非常用機器用であっても硫黄濃度が 0.5%を超える燃料油を積載できない旨明記した。
- (4) MEPC.76(40)に適合した船舶発生油等焼却設備の要件について、廃棄物の投入及び燃焼室の温度に関する規定を明確化した。

改正条項

鋼船規則 D 編 D1.3.1
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 1.2.2, 2.1.4, 2.4
高速船規則検査要領 9 編 1.2.1
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2.2.2